耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【200百万円】

対策のポイント ——

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業者の高齢化の進行等により 耕作放棄地が年々増加しています。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用 を行うとともに、**荒廃した耕作放棄地を再生利用する取組**を地方公共団体、農業団体 等が一丸となって進めていく必要があります。

- 政策目標 -

農用地区域を中心として、年間6千haの荒廃した耕作放棄地を解消

<主な内容>

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業(雑草・雑木の除去、土づくり等)や再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を支援します。併せて、中心経営体に集約化(面的集積)する場合は、再生作業(定額)の助成単価を2割加算することとします。

また、新たに農地中間管理機構が行う再生作業の取組についても支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備(用排水施設の整備等)や農業用機械・ 施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

補助率:定額(再生作業5万円/10a等)、1/2以内等

事業実施主体:耕作放棄地対策協議会

[お問い合わせ先:農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)]

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

- 1. **事業概要** 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。
- 2. 実施主体 耕作放棄地対策協議会(都道府県協議会・地域協議会) (※地方公共団体、農業団体等により構成)

【事業メニュー】

荒廃農地

- ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援
 - ア 再生作業(雑草・雑木の除去等)及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等)
 - ・定額支援【5万円/10a[※]】(重機を用いて行う場合等【1/2以内等】) ※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化(面的集積)する場合、助成単価を2割加算
 - ・土づくり(2年目に必要な場合のみ) 【2.5万円/10a】
 - イ 営農定着(再生農地への作物の導入等) 【2.5万円/10a】
 - ウ 経営展開(試験販売、実証ほ場の設置・運営等) 【定額】
- ② 施設等の整備への支援
 - 基盤整備(用排水施設の整備等)、乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、 農業体験施設(市民農園等)、農業用機械・施設の整備【1/2以内等】
 - · 小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】
 - ・広域利用調整:都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援

再生作業

- ・交付金執行事務:交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援
- ◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外(市街化区域は 除く)における取組についても支援対象

作物の作付け

